



Pachinko Chain Store Association

第35回PCSA公開経営勉強会

発言録

開催日：平成22年11月19日（金）

時 間：15時～18時

会 場：THE GRAND HALL （品川）

一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目14番4号プレリー銀座ビル5階

TEL 03-3538-0673 FAX 03-3538-0674

URL <http://www.pcsa.jp/> e-mail info@pcsa.jp

【スケジュール】

平成22年11月19日（金）

15:00

開会挨拶

第一部 講演 『特定複合観光施設区域整備法案』について

講師：自由民主党 衆議院議員 岩屋 毅 先生
(国際観光産業振興議員連盟会長代行)

16:00

休憩 (15分間)

16:15

第二部 『民主党娯楽産業健全育成研究会・新遊技法案 概要説明』

講師：民主党衆議院 古賀 一成議員 政策秘書 佐武 俊彦 様
民主党衆議院 牧 義夫議員 政策秘書 藤鷹 嗣士 様

16:30

第三部 『PCSAパネルディスカッション』

テーマ 『パチンコ業界と社会の調和』

コーディネーター：佐藤 洋治PCSAチェーンストア経営分野アドバイザー

パネラー：民主党衆議院議員 古賀 一成 先生

(国際観光産業振興議員連盟会長・娯楽産業健全育成研究会会長)

自由民主党前参議院議員 秋元 司 氏

加藤 英則PCSA代表理事

森 治彦PCSA法律問題研究部会リーダー

三木 彬PCSAコスト問題研究部会サブリーダー

牛島 憲明PCSA経営アドバイザー

18:00

閉会挨拶

第一部

『特定複合観光施設区域整備法案』について 《発言録》

講 師：自由民主党 衆議院議員 岩屋 毅 先生
(国際観光産業振興議員連盟会長代行)

【講師プロフィール】

自由民主党 衆議院議員 比例代表九州 当選回数5回
1957年8月24日生 早稲田大学政治経済学部政治学科卒
国際観光産業振興議員連盟会長代行
PCSA 政治分野アドバイザー

＜主な経歴＞

2010年 9月 自民党シャドウキャビネット防衛大臣就任
国防部長
2009年10月 自民党大分県連会長就任
2008年 9月 衆議院文部科学委員長就任
2006年～2007年8月 外務副大臣
1990年 2月 衆議院議員初当選 (旧大分2区) 32歳

【講師プロフィール】

自由民主党衆議院議員 岩屋 毅 先生

自由民主党 衆議院議員 比例代表九州 当選回数5回

1957年8月24日生 早稲田大学政治経済学部政治学科卒

国際観光産業振興議員連盟会長代行

PCSA 政治分野アドバイザー

<主な経歴>

2010年 9月 自民党シャドウキャビネット防衛大臣就任・国防部長

2009年10月 自民党大分県連会長就任

2008年 9月 衆議院文部科学委員長就任

2006年～2007年8月 外務副大臣

1990年 2月 衆議院議員初当選（旧大分2区） 32歳

岩屋：みなさんこんにちは、ご紹介いただきました自民党衆議院議員の岩屋毅です。よろしくおねがいします、私は今ご紹介いただきましたように、超党派で作っております国際観光産業振興議員連盟、通常はカジノ議連とよばれておりますが、その会の会長代行をやらせていただいております。昨年政権交代がございましたので、やはり超党派の議員連盟は与党である民主党で会長を出していただきたいということで、民主党の古賀一成先生が現在会長でございます。この会には自民党、民主党はもちろんですが、公明党、みんなの党、国民新党、こういう各党のメンバーが集まっております、今のところ総勢115名に至っております。できるだけ早い時期に200名の体制を組んで立法に向けての推進体制を強化したいと考えております。

一方私は自民党影の内閣、シャドーキャビネットの防衛大臣という役をいただいております。夕べは石破さんと一緒にBSフジテレビのタイムニュースという番組に出ておまして、そこではBBMDミサイル防衛の話をしておりました。SM3ロック2Aという迎撃ミサイルがあるのですが、昨日はそういう話をしておまして、ですから私の守備範囲はミサイルからルーレットまで、と言っているところでございます。

今日はお手元に資料を配っておりますが、あまり細かい法制のお話をしてつまらないと思いますので、我々の考えているカジノ構想とはどういうものなのか、どんなイメージでカジノを合法化しようとしているのか、それが経済に与える影響はどのくらいなのか、そんなことを中心に話をさせていただきたいと思います。

カジノの勉強を始めて、私も10年近くになります。10年前に野田聖子さんを会長にして、日本にもそういうエンターテイメント産業を作ろうということ始めて10年にもなるわけでありまして、そろそろ形にしていかなければならないと強く思っております。この間、皆さんご承知のようにマカオにはラスベガスを中心とした資本が入りまして、いまや本場ラスベガスの売り上げを上回るくらいに新しいカジノコンプレックスが発展しております。今年シンガポールに巨大なカジノコンプレックスが開業いたしまして、1年目からものすごい勢いで売り上げを伸ばしていております。

周辺各国がこういう取組みをしている中で、あまりモタモタしていると、世界の潮流、アジアの大きな流れに乗り遅れるおそれがある。カジノの問題もここ数年が勝負、ここで物に出来なかったらなかなか後からというわけにも行かなくなると、こんな思いでいます。

私がそもそも興味を持ったのは、30年前、学生の頃初めてアメリカに行きまして、グレイハンドのバスとか、お金が無かったものですから、無銭旅行に近いような旅行をし、最後に西海岸に来てなけなしの金を持ってラスベガスに行き、初めてラスベガスという街を見た、というのが最初のカジノの接触でございます。あの時は行って驚きました。砂漠の中の街でございますから、普通だったらあんな所が栄えるわけは無い。ですが、30年前からきらびやかな、砂漠の真ん中で巨大な都市が出来ておりました。ホテルも立派、個人の住宅も立派。その時私はセスナに乗ってグランドキャニオンを上から飛んでみるというツアーに参加したのですが、飛行機に乗って最初に驚いたのが、下を見ると小さな水溜りが街中にいっぱいあるんですね。何なのかな、と思ってよく見たら個人の家のプールなんですね。その時、あーアメリカというのは豊かなんだなと感じました。砂漠のど真ん中にそれぞれプールの付いている家が山ほどあるということに非常に驚いたことを覚えております。ここが世界の総本山ということになっておりますが、砂漠の中にこれだけのものが作れたというのも、カジノ

ノというエンターテイメントビジネスが持っているひとつの力なんだなということをその時つくづく思いました。

このラスベガスに革命をもたらしたのが、今ラスベガスサンズという会社を率いているアデルソン会長なのですが、私も何度かお目にかかってお話を伺いました。実はこの方、年はずいぶん離れているんですが、ソフトバンクの孫さんの友人なんですね。孫正義君と私は年が同じでございまして、15歳のときに知り合って意気投合して依頼の友人です。

なんでこの孫正義とアデルソンさんが関係あるかと申しますと、孫君が日本に帰ってきましてITの仕事を始めまして、アデルソンさんは当時日本一のコムデックスという会社をやっておりまして、孫さんはアデルソンさんからコムデックスという会社を買収、買い取ったんですね。それ以来の二人の仲らしいんですが、そのお金で作ったのが、ラスベガスのサンズという新しいカジノリゾートビジネスです。

アデルソンさんはITの仕事をしていたのに、なんでこのような仕事を始めたのか、ということをお目にかかった時に聞いたんですね。そうすると、なるほどな、という返事が返ってきました。見本市というのは全米各都市を回っていくビジネスなんですね。アデルソンさんが言うには、ラスベガスに行った時だけものすごく人が集まって、売り上げがものすごく上がったんだと。それはよくよく考えると、人間は誰でも5時まではまじめに仕事をする、しかしアフターファイブが面白い街じゃなければ人なんか集まって来ないわけです。ラスベガスで見本市をやれば、全米から、世界中から人が集まってきて、それはアフターファイブが楽しみなんですね、それで売り上げもガーンと上がったと。

つまり、これからのビジネスというのはカジノがある、エンターテイメントがある、コンベンションがある、おいしい料理がある、近くにゴルフ場がある、一流のショウが見られる、子供たちが遊ぶ場所がある、そういうインテグレートッドリゾートというか、もうひとつの言葉でいうとMICE（マイス）といいます。何の略かと申しますとMはM e e t i n g 集会ですね、IはI n c e n t i v e、インセンティブというのは皆様の会社でも1年間頑張った人にご褒美をするというのがあるかと思えます。CはまさにC o n v e n t i o n。EはE x h i b i t i o n、これは見本市ということでございますが、そういうものが集積したビジネススタイルをMICEというのですね。

アデルソンさんがやりたかったのが正にこのスタイルのビジネスで、大きなホテルがあり、コンベンションホールがあり、シアターがあり、レストラン街がありというものをまわしていくには、エンジンとしてのカジノという装置が必要だということです。全体としてIR、インテグレートッドリゾートをみるとカジノというのはほんの小さな面積なんですが、これがエンジンとなってビジネスがうまくいく、これを自分は始めようと思ったんだ、そうアデルソンさんはおっしゃっていました。ラスベガスでラスベガスサンズが成功し、マカオで展開し、それを更にシンガポールで更に巨大なリゾートを開業したというところからです。

私たちが目指しているもの、日本にもあったほうが良いもの、あるべきだと考えているのがそういう形態のインテグレートッドリゾート、MICEであり、単体のカジノ場を作ろうとしているのではない。全国、雨後の筍のようにカジノを作ろうとしているのではない、ということこそ是非ご理解いただきたいと思っています。こういう施設は世界の潮流になっております。特にシンガポールの開業により、人の流れ、最終的にはビジネスの流れも変わっていくのではないかと考えております。

皆さんもご承知のように日本の総合的な競争力は年々低下しておりまして、今世界の競争力ナンバーワンはわずかに人口500万人のシンガポールです。淡路島くらいの面積しかないような場所でございますが、ここには港、空港、などハブ機能がしっかりと備わっています。日本の空港の競争力、港の競争力、これは周辺の国にどんどんと遅れを取ってきておりますが、シンガポールがなぜこんなに強いのか、それはまさにこの国がハブ機能をもっているからです。ハブというのは車輪の中心になる役割ですね、要するに人・物・金・情報がバンバン行き来することによって、国に収益が入ってくるという仕組みを戦略的に作り上げてきた国で、最近ソフトの面に非常に力を入れていまして、世界中から若い研究者を集めてきてまして、バイオの研究をやらせたり、薬の研究をやらせたり、細菌の研究をやらせたり、国が支援してかなりのことをやっています。賢い国だと思えますが、一方でこの国は規制だらけの国でもあります。どこに行っても「Do not」、「Do not」と書いてあって、たばこの吸殻を捨てようものならおまわりさんに捕まって罰金刑になるのは皆さんご承知の通りだと思います。

この国の親分は言うまでもなくリークワンユーさんですね。今は息子さんが首相をやっています。リークワンユーの親父さんというのは大変なばくち打ちだったらしく、リークワンユーさんはばくちが大嫌い。だからシンガポールには絶対カジノなんか認めないと言っていたらしいですが、途中でリークワンユーさんは考えを変えました。最近のカジノというのは、ずいぶん昔と変わってきたなど。つまりたくさんの人々を世界中から呼び集める手段としては、近代的なMICEのスタイル、インテグレートッドリゾートのスタイルが無ければいけないということに気がついて、シンガポールでも認めようということになったということです。その時にリークワンユーさんは国会で演説をしておられますが、正に私が申し上げたとおり、このまま国民に伝えています。私はばくちは嫌いだが、今回カジノを認めるのは国民の皆さんに来ていただくためではない。この国の競争力を強化するためにそういう方向に舵を切りたいとおっしゃっていました。シンガポール政府は2箇所土地を選んで世界中にコンペをかけました。ひとつはラスベガスサンズが落とし、もうひとつはゲイティングというマレーシアの会社が落とした。

私は建設中には行ったんですが、開業後はまだ行っていないので是非いきたいと考えているんですが、60階立てのビルが3棟並んでいて、上で全部つないでいる形のビジネスマンタイプのカジノリゾートが1箇所。もうひとつはセントーサ島という島にユニバーサルスタジオと組んでファミリータイプのものを開業していますが、全く違うタイプの大型カジノリゾートをシンガポールではオープンさせています。

ラスベガスサンズの方が東京にこられた時におっしゃっていましたが、我々の予想した以上に売り上げが上がり、したがってシンガポールのGDPも押し上げている、雇用も膨らんでいる、という話を聞いたばかりでございます。まさに、そういうハブ機能というものを強化していきたい。そのためのツールとしてそういう形のカジノというか新しいエンターテイメント産業を興したい。興すべきだというのが私たちの考え方でございます。

お手元に法案を用意しておりますが、これは先ほども申し上げたように、それはどこにもカジノのができるのではなく、カジノを含んだ複合型のリゾートを作れる地域を、国は特定複合観光施設区域というのを定めて、その区域の中でおいてのみ、そういう事業を民間事業者に認めるというのが私達の発想でございます。従って最初は全国2箇所くらいにとどめ

て、最終的には広がっていても10箇所程度になるのかなと、決まったわけではございませんがそういうイメージを持っております。全国で10というのはどういう意味か。今、道州制という考えもあります、おおかた日本をブロックに分けますと10~11になるだろうということです。そうした時に北海道に一箇所、関東に一箇所、関西に一箇所、九州に一箇所と数えていくと、マーケットのことも考えますと、民間事業者に投資をしていただくわけですから、結果的に儲からなければ意味がありませんから、そこから税金が上がって国が潤うということで無ければ意味がありませんので、せいぜいそのくらいの感じかな、というのが今の私たちのイメージであります。

内閣の下にカジノ諮問委員会というものを作って、もし法律が出来上がった時に地域の方が手を上げるにはどういうルールが必要かということも議論してもらって、閣議決定をしてもらって、それに従い、全国の自治体に手を上げてもらうことになると思う。その自治体は、国の許可がおりると事業者の皆様を公募してコンペをして選定しいただいて、どういうタイプのカジノコンプレックスを作るのか案を作り、その案をカジノ管理機構という、カジノを規制・管理する機構をひとつ作らなければなりません、そこが審査をして許諾をする。そこで事業をする民間事業者も徹底的にスクリーニングする。そこで働く人、機材を納める人、全てのヒトモノを厳しくスクリーニングして許諾を与えた後、カジノの建設に関わっていただくというような仕組みを考えています。

自民党で勉強している時代に、法案を作ることをやってみました。衆議院の法制局とやったが大きな壁にぶつかった。それは何かというと、日本のギャンブル法制は民間企業がやることになっていない。皆さんご存知のように公営ギャンブルというのはたくさんありますよね。競馬あり、競艇あり、競輪あり、オートレースあり、宝くじもあり、totoもありということですが、刑法では賭博は禁じられていますが、公の目的に資するのであれば、という条件付で刑法の違法性を専門用語で言えば阻却するという特別立法を作って、その代わり担い手はきわめて公的な性格を帯びた組織じゃないといけません、としています。つまり地方公共団体あるいは一部準組合というものでなければ、ギャンブルの運営者になってはいけませんよ。これは特別なんですよ、と。そこから25%くらい撥ねて公益事業に使っているというのがこれまでの日本のギャンブル法です。後は全部禁止というのが日本のギャンブル法なので、法律を書こうとすると「あれあれ、先生方、これは民間事業者がやるんですか」といわれた。「そうじゃなければ、そんな投資は呼び込めない。世界中から人が集まってきて“楽しい”という施設はつくれないだ。だから私たちは初めて民間業者に許諾を与えるというギャンブル法制を作りたいんだと、そのかわりのべつ幕なしに作らせるという案ではない。国が定めた特定複合観光施設区域、ここで国が厳しく審査した事業者のみに許諾を与える仕組みにしたいんだ」ということを何回言っても法制局は役人でありますから、「とてもそんな法案は書けません。勘弁してください」ということで中々前に進まなかったわけでございます。

しかし、政権交代があって、民主党始め各党の皆さんと討議した結果、「それは岩屋さん、公営ギャンブル方式でいくらやっても、たいしたものにはならない。世界と競争していくものは作れない。ここは思い切って政治主導と言っているんだから今までの壁をぶち破ろうということで、民間事業者にやってもらおうという案に作り変えて超党派の議連で作業を進めてまいりました。我々も法制局と何回も議論を重ねた結果、最近では法制局も意見が変わって

きて「やってやれないことはないかもしれないですね」という事になってきて、更に詰めの作業をこれから進めていくとされているところでございます。この案の最大のポイントは日本で始めて民間業者に許諾を与えてギャンブルをやっていただくということ。その代わり当然ギャンブル税をかけるわけです。税金をかけてその収益を公共のために使う。使い方は、国に入るもの、地方に入るものがありますからそれぞれ議論をして決めてくわけです。例えば、年金、福祉、医療。毎年医療費は一兆円づつ増えるわけですから、カジノは認めるけれどその収益を医療、福祉に使おうということも出来ると思います。

それから毎年2千万人の外国人観光客に来てもらうと国が訴えている以上、その観光振興のためにそのお金を使うという考えもあるでしょうし、色々なやり方があろうと思いますが、高い高いハードルを国民の皆様の理解と支持をいただきながらこれから乗り越えていかなければならない、という思いです。

私は日本はもっとハブ機能を強化しなければ世界の競争にどんどん負けていくと思います。先ほどいったインフラ、空港とか港とかはもちろんです、域外からの日本に対する投資の規制がまだまだありすぎる。世界中から色々な投資してもらうために規制緩和をしなければならぬと思います。第一この国は法人税が高すぎます。実効税率はだいたい40%くらいだと思いますけど、世界の法人税の平均は26%です。この高い法人税のままでは勝負になりません。我々消費税のことも党の政策にありますし、民主党さんも途中で引っ込めちゃいましたが菅さんは出すといっていました。しかし消費税の話をする前に、日本が競争力を高める為にも法人税は何とかしなければいけないと思います。今法人税収はたいしたことがありません。景気は悪いし赤字の会社は多い。6兆円くらいです。そしたら40%の法人税を半分の20%に下げる。そしたら半分の3兆円になる。国の財政は100兆円。そういう意味でいうと、法人税を下げるだけで、人を雇え、投資をして経済を好循環させたほうがいい。世界中からいろいろな会社が出てきて日本で頑張る、ということにもなると思っています。

それから金融センターになるための色々な仕組みももっともっと考えなければならぬ。さらに東京に外国から来たときに、歌舞伎も見られますが、どこか一箇所で、歌舞伎も見られる、世界の一流のショーが見られる、おいしいものも食べられる、カジノで遊ぶこともできる、24時間眠らない、そういう場所が無いものですから、世界中の人が集まってきて楽しい街になりえていない、こう思うのであります。

空港はようやく羽田が国際化しましたが、空港の政策も支離滅裂ですよ。成田を作ったが便利が悪くて羽田のほうがいいなということで羽田の拡張をしている。関空も出来たけど、人がごった返しているのもあまり見たことも無い。これは自民党が大いに反省しなければいけないことかもしれませんが、全ての面で日本に金とモノと人と情報が集まる、どんどん通りすぎる。集まってきては世界に広まり、世界に広まってはどんどん集まる、こういう姿にしないと、人口が減り、お年寄りが増え、子供たちは減る。この国は元気になっていかない。

世界から人が集まってくる以上、世界に今、190数カ国の国がありますが、その中で約130カ国で合法化され行われているカジノ、つまりインターナショナルな遊びなんです。このインターナショナルな遊びが日本でもできるようにしておく。それが国家戦略として、成長戦略として必要なんじゃないかというのが我々の考え方です。その道具の一つにカジノがあるんだと思っておりますし、ぜひ皆様にもそうご理解いただきたい。

先日、アメリカのボストンコンサルティング社というところが、未発表資料であるが、日

本でカジノビジネスをやった場合の試算をした資料をいただいたので紹介したいと思います。例えば、そう決まったわけではないので誤解をしないでいただきたいのですが、例えば、東京に1箇所作った場合。規模としては投資総額が5000億円、100万平米、ホテルには4000室の部屋を作って、色々な施設が中であって、小さなカジノが備わる、という施設を作った場合。建設期間の3年は毎年1200～1500億円の経済効果がある。4年目に開業をした際には8000億円のアウトプットがあるであろう。そして雇用は色々な施設を全部入れて11万人に達するであろう。東京都のGDPを0.97%押し上げることになるであろうと、そして日本のGDPを0.16%押し上げることになるであろう。お客様は年間650万人来るだろう。うち外人は130万人が来るであろう。全体の収益の47%は外国人からの売り上げが占めるであろう。かかる投資は、誘致は失敗しましたが、仮にオリンピックを開催した場合の2.8倍、雇用は3.4倍に上るであろう。こういう試算でありました。

そしてもし日本全体の需要を全て充たした場合、どのくらいの経済効果があるだろうか、という試算もしていただいている。売り上げは7.6兆円くらい。雇用は57万人くらい。これはGDPの約0.6%に当たるだろうと。それからお客様は3000万人に上るであろう、内外国人は540万人くらいで全体の18%くらいを占めるであろう、というような試算を見せていただきました。これが実際に当たるかどうかは別として、かなりの効果が見込めるんである。さらに関連産業にも効果があるので更に大きく膨らんでいく可能性もあるんだろうと思います。

何とか実現したいので、これから一生懸命取り組まなければならないのですが、まずは法律の精度をあげていかなければならないので、これから議連の中でワーキンググループを作って海外事業者からのヒアリングをしていきたいと思っています。民間事業者に投資してもらわないといけませんから、オペレーターは海外と決めているわけではないが、実際にオペレーティングをしている方に確かめないと、全般的な外れになりかねない。例えば税収をどう設定するかによって、それだったらどのくらいの投資ができるかというような相場観をわかっていないといけないと思う。そういうヒアリングを順次やっていきたい。世界のメジャーはそんなにないんですが、さっき言ったサンズ、WIN、ハーツ、ゲンズ、メルコ、こういったところの事業者到我々の法案を研究してもらって、どういう意見を持っているか。かといって、話を聞いてもらったからといって、えこひいきをするなんて事はありえません。世界でオペレーティングをしている会社の知見を生かしてもらおうと思っています。

国内でも世界に出て行って事業をされている、機械を納めている会社もごぞいます。コナミさん、セガさん、ユニバーサルさん、そういうところの方々からもご意見を伺いたいと思っていますし、地域としてやってみたいというところもあります。昔は石原都知事が一生懸命いってくれていたんですが、途中でオリンピックに変わって頓挫したんですが、もう一回元に戻ってきてくれればと思っています。東京都は都の中で研究をされています。それから大阪の橋下さんですね。この間、カジノゲーミング学会にお越しになり、大変力強い発言をされておりました。他の地域では受身なんだろうと、大阪は何でもありだ、全部大阪に持って来い、早く国会議員の先生方法律を作ってくれ、というような元気の良い挨拶をして帰えられましたが、もう1回橋下さんにも話を伺いたい。千葉県森田さんも成田空港を抱えていますので興味をお持ちだと聞いていますし、和歌山県、選挙をやっている最中ですが

沖縄県、京都。九州でいうと長崎、宮崎、北海道。知事会の皆さんにも声を掛けて、興味をお持ちのところは知事さんか副知事さんに話を聞かせていただきたいと思っています。まず知事さんに来てもらう会を12月16日に開催をしたいと思って準備をしているところでございます。そういうところを着実に進めたいと思っております。

議員の数を増やすと申し上げましたが、もうちょっと体制が整いましたら各党の総理経験者クラスの重たい方にも顧問になっていただきたいと考えております。それから各党の政務調査会という会がございます。政調会長が大将ですね。わが党でいうと石破茂さん、民主党でいうと大臣も兼務されていますが玄葉光一郎さん。各党に政策部門がありますが、その政策部門を説得して党としても推進することを認めてもらいたいという運動をそれぞれの党の中でやってもらいたいと思っています。

最終的にはいくら議員立法を作ろうとしても政府がやる気にならないと出来ません。そして各役所の協力が無いとできません。ですから政府の方針に日本の成長戦略、日本のハブ化戦略。こういう事をいろいろやらなきゃいけないぞ。国際観光振興もやらなきゃいけないぞ。この国際観光振興のためには新しいエンターテイメントビジネスを認めなきゃいけないぞという大きなビジョン、グランドデザインを政府には書いてもらって、その中のツールのひとつとして位置づけて、国民の皆様に分かっていただく、という努力を政府にもしていただかなくてはならないと考えています。例えば観光を担っている国土交通大臣には最終的には旗振りをしてもらいたいと思っています。

今、観光庁というのができておりまして、大分県に縁のある男が長官をやっておりまして溝畑君といいまして、彼は大分県庁に自治省から来ていたんですね。当時の平松知事さんがえらいかわいがって、ドームを作ってトリニータというサッカーチームを作って、最終的に彼が社長になって、ナビスコで優勝しましたが、今はJ2に転落して中々厳しい状態になってしまいましたが、そのトリニータの社長をやっていた溝畑君を前原さんが国土交通大臣の時に抜擢されて今観光庁長官になっておりますが、彼とも内々にこのような話をし、我々議員連盟はこう考えているんだと、あなたは観光庁の長官になったんだから観光庁として前向きに取り組んでくれ、まずは勉強してくれ、と申し上げたところ初めて国が予算をつけまして、先ほど申し上げたMICEの研究のために予算をつけて調査が始まっております。これも今年中に中間的な報告が出てくるだろうと思います。つまり始めて国がMICEというものの研究をし始めた。ほとんどがカジノを有したMICEになっているので、政府がこういうところの知見を調査によって獲得するというのは大きな前進だと思っています。そういう働きかけを更にしたいと思っています。

そして先般、古賀会長とJR東日本の大塚会長のところに行って、経済界としてもぜひ前向きに考えてほしいという働きかけをしてきた。さらに経済界の皆様にも働きかけを進めていきたい。そういう事を進めていって、何とか機運を醸成していきたい。

表にこの話が出ると賛否両論がうずまくと思うんですね。大いにうずまいて欲しいと思うんですね。我々どこに出て行っても議論をしたいと思えます。totoを導入するときも大変な騒ぎでした。あれは議員立法で中心になったのは自民党では麻生太郎先生なんですが全国のPTAから「totoなんてとんでもない。あんなことをすると日本の教室が全部賭博場になってしまう。子供たちが非行に走る」という反対が寄せられた。ご覧の通りやってみればそんなことも無いわけでして、もしカジノをやるとなればそれ以上に激しい激しい反対

論にさらされると思いますが、その議論を乗り越えなければ最終的に国民の皆様の理解を得られなければ出来ないことですから、大いに議論の渦が巻いて欲しいなと思っております。

最後に、決して政権批判をするわけではないが、最近の日本は縮み思考だと思いませんか？なんか将来に夢とか希望がある話は聞こえてこない。事業仕分けもいいですよ。無駄だったら削るべきですよ。でも会社が傾きかけているのに、毎日社長さんが社員さんに、いいか鉛筆は1cmになるまで使わなあかんぞと、絶対コピーは裏返しにして使えと、朝から晩まで言った所で会社が良くなりますか？この国はいやしくも、中国に追いつかれたとはいえ世界3位の、実質的には世界2位の経済大国だと思います。GDP500兆円、国家財政100兆円。あれだけ大騒ぎして出てきたのが1兆5千億円。こんなの誤差ですよ。無駄を削ったらいかんとは言っていないんですよ。でも本当の国家戦略というのは、例えば毎年1%経済が伸びると30年で700兆の経済成長。2%づつ伸びていけば900兆の経済成長。そうするにはどうしたらいいか？役人も頭を振り絞れ！政治家も頭を振り絞れ！民間事業者も頑張ってくれ！と言ってやっていくのが本当の国政であって、ひがみやっかみで重箱の隅をつきまわすような事ばかりをやってもこの国は良くなっていかないと私は思っております。

目指すべきは最小不幸社会ではなく、最大幸福社会だと思います。よく学び、よく働き、よく遊ぶ。そういう活力のある元気な日本を作らなきゃいかん。そのためには娯楽も必要だ。遊技も必要だ。よく働いて、よく遊べ。酒も飲みにいけ。何が接待が悪いんですか？あれで夜の街にお金が回っているんでしょう。それで食べていける人も沢山いるわけでしょう。何かちまちました事を言っていて縮み指向になっていると思うわけです。遊技も国民の活力の一端を担っておられると思いますし、これからも担っていかれると思うし、また、今日お話したカジノも元気、成長、活力、そういうものに繋がって行って、その収益の中から税金が上がって、公のために使う事ができればいいんじゃないかな、そういうものを目指したいなと思ひまして、ぜひご指導、ご鞭撻、ご支援賜りたいと申し上げまして私の話を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

加藤代表理事：岩屋先生、貴重なお話ありがとうございました。カジノ法案につきましては、色々なうわさや情報が錯綜しており、本当のところがよく分かりませんでした。本日岩屋先生の分かりやすい解説を伺ってよく理解できました。これはパチンコにも通じるものがあり大変参考になりました。本当に今日はありがとうございました。



第二部

民主党娯楽産業健全育成研究会
新遊技法案 概要説明
《発言録》

講師：民主党衆議院 古賀 一成議員 政策秘書 佐武 俊彦 様
：民主党衆議院 牧 義夫議員 政策秘書 藤鷹 嗣士 様

佐武：ご紹介いただきました民主党衆議院議員 古賀 一成の秘書の佐武と申します。代議士が現在民主党娯楽産業健全育成研究会の会長をしております関係で私から説明させていただきます。藤鷹：衆議院議員 牧 義夫の秘書をしております藤鷹でございます。いつも皆様にはお世話になっております。牧義夫は同じく娯楽研の幹事長をしている。本日はよろしく申し上げます。

佐武：「娯楽産業健全育成研究会」は5年程前に遊技法案を一度提案させていただきましたが今回の案は2年前から民主党の「娯楽産業健全育成研究会」の事務局レベルで作業を進めてきて、6月16日に事務局案として公表したものです。今後様々な方からご意見を伺い、より良いものとしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それではレジュメに従って説明させていただきます。

第1条では「目的」を規定しています。現状認識として

① 国民の健全な余暇生活を向上させるためには、国民的大衆娯楽を有効に活用することが必要である。

② ぱちんこ遊技は、国民的大衆娯楽の一翼を担っている。としています。

財団法人社会経済生産性本部調べで、遊技人口は平成元年には2990万人。平成19年には1450万人まで減少しておりましたが、平成20年には1580万人、平成21年には1720万人まで回復してきております。

さらに、遊技業は、地域における経済の活性化及び就業機会の拡大をもたらしています。ホールの営業所数は、警察庁調べで平成21年には1万2652軒。就業者数は約30万人とされています。

また、遊技業は遊技機の開発と情報通信技術の振興に多大な役割を果たしています。そのような現状認識に基づいて、

① 遊技業の振興を図る。

② 地域経済を振興する産業としての遊技業の健全化を一層促進するため、その業務の適正化を図っていく。

③ 遊技場営業者及びその他の者による著しく客の射幸心をそそるおそれのある行為又は著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の流通等を規制する、こととしております。

このことによって、ホール等で働く人たちが意欲を持って働ける職場づくりに貢献し、関連する企業、産業、日本経済の発展に寄与することをこの法律は目指しています。

第2条は「定義」です。風営法はパチンコホール営業だけを規制していますが、本法案は遊技業に係わるその他の営業も規制の対象としています。法の適用対象を、遊技機及び周辺機器を含めた製造から輸入・販売・流通、そしてホールの営業や営業者などを定義しています。

第2章では「パチンコホール営業の許可等」を規定しています。こちらは基本的に風営法と同様の規定となっています。

第3条の「営業の許可」に関しては、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可としています。同一都道府県内で新たな許可を取得する場合、一部手

続きを簡素化することも考えられますが、現段階では法律案作成を優先させて現状通りとしました。簡素化問題は、今後法案を固めていく過程で議論をしていけばよいと考えています。

第4条では「許可の基準」を規定しています。基本的には「風営法」と同じような規定となっていますが、

- ① 人的欠格事由について遊技場営業を規制する趣旨に添わない内容を除いた点。
- ② 遊技機基準について、「風営法」では「国家公安委員会規則」となっていたものを「経済産業省令」で定めるとした点が異なっています。

第5条の「許可の手續」から第10条「許可の取消し」までは、基本的には風営法と同様の規定となっています。

第3章では「パチンコホール営業者の遵守事項等」を規定しています。営業時間の制限(第16条)・広告及び宣伝の規制(第19条)・遊技料金等の規制(第22条)・条例への委任(第24条)・指示(第28条)・許可の取消し、営業の停止(第29条)などは基本的に風営法と同様の規定としています。第23条の「遊技機の規制及び認定等」については、所管を経済産業省とした点が「風営法」と異なっています。但し、認定・検定に係わる「指定試験機関」は、現行と同じ「保安電子通信技術協会」を念頭に置いています。これも法律成立を優先させるためのもので、最近では第二保通協設立の動きがあるようですが、将来的に経済産業省に変更、複数化することは可能ではないかと思えます。

第25条では「禁止行為」を規定しています。

- ①届出をしていない者から遊技機・周辺機器を購入することを禁止している点。
- ②遊技機基準を充たしていない遊技機・周辺機器(特定遊技機等)を購入することを禁止している点、が風営法と異なっています。

第26条では、「特定遊技機等の購入等の届出」について規定しています。これは、新たに規定された部分で、特定遊技機等の購入等は禁止されるが、遊技機の不正改造を防止する目的等の場合には届出することで例外的に購入すること等が許されるとしています。

第4章では、「遊技関連営業すなわち遊技業に係わるパチンコホール営業以外の営業の届出等」を規定しています。

「遊技関連営業」は、風営法では規制の対象ではありませんでしたが、遊技業の振興を図るとともに、その健全化とその業務の適正化を促進するため、とりわけ遊技機基準を充たしていない遊技機の流通等を規制するためには、「遊技関連営業」を規制し、監督する必要があるとして、新たに規定を入れました。警察庁の資料によれば、遊技機の不正改造が後を絶たず、毎年、30～50件が事件として検挙されているとのこと。

尚、規制の方法としては、「許可制」よりも緩やかな「届出制」としました。この点は、「営業の自由」との関係で論議が出てくると考えております。

第30条では、「遊技関連営業の届出」について規定し、経済産業大臣への届出を義務付けています。

第31条では、「遊技関連営業者の禁止行為」について規定し、遊技機基準を充たしていない遊技機等を製造又は販売等をすることを禁止しています。

第32条では違反行為に対する経済産業大臣による「指示」を規定。

第33条では「営業の停止」について規定しています。

第5章は、「監督」について規定しています。これも基本的には風営法と同様の規定となっています。風営法と異なる点は、遊技機基準を「経済産業省令」で定めるなど、遊技機の規制及び認定等の所管を経済産業省としたことに伴い、「経済産業大臣による監督」が規定された点です。レジュメの最後にイメージ図をつけました。現行の風営法のイメージ図と新たな遊技法のイメージ図です。

第35条の「報告及び立入り」規定では、

①遊技場営業に対する監督は、「公安委員会」

②遊技関連営業に対する監督は、「経済産業大臣」としています。

イメージ図の一番最後に遊技場営業健全適正化協会がありますが、これは現行の風俗環境浄化協会にかわるものでこれから説明いたします。

第6章は、「遊技場営業健全適正化協会」について規定しています。「風営法」で規定する「風俗環境浄化協会」に代わるものですが、これも法案成立を優先する観点から、本協会として「防犯協会」が指定されることを念頭に置いています。今後の立法作業の中で一般社団法人遊技産業健全化推進機構との調整が必要であろうと考えています。

第36条では、「都道府県遊技場営業健全適正化協会」について規定しています。風営法所定の「風俗環境浄化協会」と異なる点は、「遊技場事業者の営業に関する情報の管理その他」が事業として規定されている点です。遊技場事業者の営業に関し、客が支払った料金その他の営業情報について、電子情報処理組織等を利用した方法での遊技場事業者から提供を受けること及び当該提供を受けた営業情報について必要な管理をすることをしています。この点はこれから議論のあるところだと思います。しかし、透明化を推進し将来的に換金合法化を視野に入れるならば、規定しておくべきだと思います。ただし、業界内で議論が分かれ対立するようであれば除けばいいと思います。

第37条では「全国遊技場営業健全適正化協会」について規定しています。「風営法」で規定する「風俗環境浄化協会」と異なる点は、

①遊技場事業者の営業に関する情報の調査・分析、遊技における適正な射幸性の基準についての調査・研究が事業に付加されている点と、②遊技へのいわゆる「依存症」をなくすための調査・研究その他が事業に付加されている点です。今月8日の朝日新聞の朝刊に「広がる依存症」弁護士らに相談相次ぐ。パチンコに熱中するお年寄りが急増、借金を重ねたい金を浪費する依存症がも目立ち始めており新たな社会問題に発展する可能性もある、という記事が掲載されていましたが、この記事自体はきわめてネガティブで、結論ありきの情報の組み立てという気がします。依存症対策は業界が健全な娯楽として社会的に認められるためには、解決しなければならない最も大切な課題のひとつであろうと考えています。

第7章は、「遊技機製造業等の振興」について規定しています。最初に目的で述べましたように遊技機等の開発が知的財産の創造、産業技術力の強化、ICT技術の振興に果たす役割を踏まえ、この法律の目的とも関連し、この章を新たに設けました。

この規定内容はまだまだ不十分な点があると思いますので、今後の立法作業の過程で各方

面からの意見を取り入れて充実した内容にしていくべきであると思います。

第8章は「雑則」です。基本的に風営法と同様の規定となっています。風営法の39条と40条の風俗環境浄化協会に関する規定は、先ほど述べましたように、この法案では第6章で、「遊技場営業健全適正化協会」として規定しています。風営法と異なる点は、「何人も、認定・検定を受けない遊技機を、認定・検定を受けた遊技機と偽って販売してはならない」とする点などです。

第9章は「罰則」です。基本的に風営法と同様の規定となっています。

以上が法案の説明となります。最初に述べましたように、この案をたたき台としまして様々な方からご意見を伺い、より良いものとしていきたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

第三部

『PCSAパネルディスカッション』

テーマ『パチンコ業界と社会の調和』 《発言録》

コーディネーター：佐藤 洋治 PCSAチェーンストア経営分野アドバイザー

パネラー：民主党衆議院議員 古賀 一成 先生

(国際観光産業振興議員連盟会長・娯楽産業健全育成研究会会長)

自由民主党前参議院議員 秋元 司 氏

加藤 英則代表理事

森 治彦 PCSA法律問題研究部会リーダー

三木 彬 PCSAコスト問題研究部会サブリーダー

牛島 憲明 PCSA経営アドバイザー

【登壇者プロフィール】

<コーディネーター>

佐藤 洋治 氏

株式会社ダイナムホールディングス 代表執行役社長
PCSAチェーンストア経営分野アドバイザー

<パネラー>

民主党衆議院議員 古賀 一成 先生

民主党衆議院議員 比例代表九州 当選回数7回
1947年7月30日生 東京大学法学部卒
国際観光産業振興議員連盟会長
娯楽産業健全育成研究会会長
PCSA 政治分野アドバイザー

<主な経歴>

2010年10月	衆議院国土交通委員長
9月	民主党中央選管委員長
2009年11月	民主党福岡県連代表
2008年 1月	民主党両院議員総会会長
1990年 2月	衆議院議員

自由民主党前参議院議員 秋元 司 氏

加藤 英則 氏

夢コーポレーション株式会社 代表取締役社長
PCSA代表理事

森 治彦 氏

株式会社ダイナム 取締役兼法務部部長
PCSA法律問題研究部会リーダー

三木 彬 氏

株式会社ピービー 代表取締役
PCSAコスト問題研究部会サブリーダー

牛島 憲明 氏

牛島憲明事務所代表
PCSA経営アドバイザー

以上

佐藤：パネルディスカッションのコーディネーターを務めさせていただきます佐藤です。よろしく
願います。時間が限られていますので早速本題に入りたいと思います。まず最初に古賀一
成先生はカジノ議員連盟の会長、そして民主党の娯楽研の会長ということで、カジノとパチン
コに大変造詣が深い方です。先ほどカジノの話をして1時間ほど聞いたばかりで、115名の国会
議員の方がカジノ議連に所属しているとのことですが、これからカジノの状況はどういう段階
に入っていくのか、全体的なスケジュール感とともに古賀先生に願います。

古賀：ご紹介いただきました衆議院議員の古賀一成でございます。所属は民主党でございます。今
お話がありましたカジノですが、私はカジノというのは1回しかやった事が無い。1時間やっ
たきりです。パチンコは子供の頃、親父が大好きで大学生の頃よく行きましたが、まじめな古
賀一成と言われていますが、なんとパチンコとカジノと両法案を作る超党派議連の会長になっ
ておまして、それを聞いて先週、日本マージャン政治連盟というところが来まして、マー
ジャンも合法化してくれということで、そうしますと全部古賀一成じゃないかと、とんでもない
と申し上げました。カジノについて先ほど岩屋先生もおっしゃっていましたが、自由民主党と
民主党、公明党と全部一緒になってやろうということで足掛け3年になります。毎年来年には
上程する、それだけの準備をしている、と言っていたがなんと言っても最大の問題は政局
でございまして、今年は参議院、去年は総選挙そして一昨年も総選挙間近ということで、政局
が落ち着かないものですからお手元にお配りしております法案のある程度のレベルまでの法案
は出来ています、なかなか上程に至らないということで私も心配しておりますが、今度の臨時
国会で延長になるかどうかは別としまして、12月の初旬に終わるとということで、今の政局で
は出せません。従って我々としては来年の通常国会になんとしても出したいという心意気を持
っております、準備もしております。観光庁つまり国土交通省も調査団を出しまして12月
9日にはレポートが出ます。絶対に動こうとしなかった官庁も動き出したと。そして、3週間
前にカジノゲーミング学会のシンポジウムが第一ホテルでありまして、なんと世界10社のオ
ペレーターの経営者が来られまして、いよいよ国際社会からの圧力ではないんですが、期待と
いうか、我々にとっては圧力とも感じられるような盛り上がりになってきましたんで、政局が
安定する事を願いながら、この数ヶ月の間にいくつかの手を打って、世論だと思っ
たんですけど、法案の大綱はできていますから、来年の通常国会に。通常国会は予算が中心になります。そし
て予算関連法案がその次に優先となりますから、予算が通るかどう、大問題がありますが、
視界波静かと状況が許されるなら、来年の通常国会の後半に出したいと考えております。政
局と世論を期待しながらおるわけでございます。

佐藤：ありがとうございます。時間が限られておりますので、パネラーの皆さんにはおおよそ2分
間、最大で3分間とさせていただきたいと思っております。今日、会場の皆様から途中でパネラーの
皆様に対するご意見、ご質問をとという時間を設けたいと思っております。古賀先生のお話によります
と、カジノ法案が来年の通常国会1月中旬くらいから6月15日までの、そこに出せる準備をし
ていきたいという話がありましたが、カジノ法案が国民的な話題、議論に上ってきたときにパ
チンコ業界はどのように国民の目から見られるかという事を、予測されるような事を順番にご
意見をお聞かせください。

秋元：秋元でございます。これまでは参議院議員として大変お世話になりました。今は「前」とい
うのが付いてしまいましたが、この業界の発展の為になんなりとご指導いただきたいと思います。
今、古賀先生からお話がありましたが、私は党は替われどこの業界の発展を考えるならば

これは超党派でしっかりと固めて、カジノを含めてパチンコという遊技業に関しても法整備をしていきたいという想いです。私は政局といった形ではなく、すんなりと普通にわが国のアミューズメントを含めた遊技をどう考えるか、そして余暇の時間をどう考えるか、というところでまとめていく話ではないかと思っております。残念ながら政局は危ぶまれるところがありますので、カジノで我々自民党が責める事は無いと思うのですが、他の事で責める可能性は十分ありますので、すんなり予算が通る事を私も願ってやまないであります。さて、カジノが法の一つのテーブルに乗った時にパチンコがどうなるかということですが、今日は業界の皆さんの集まりですから誰もが感じる事でしょうけど、パチンコはどうするんだという比較になってくると思います。スロットというのを見たときに、カジノにもスロットがあり、パチンコにもスロットがあるわけですから、一般国民から見るとなんら変わりの無いものが、パチンコという特殊景品に替えられ、カジノでやると直接現金になる。それはいかがなものかという議論に必ずなるでしょうから、場合によってはカジノを強引に通そうとして、パチンコに全く法整備を入れないというならば、パチンコは景品交換という枠の中で特殊景品は一切やめてもらおう、という話になるかも知れません。先の話であるから分かりませんが、国民世論がどうなってくるか分かりませんが、必ずそのような話になってくるのは否定できませんから、カジノを議論する時にはパチンコも。これは業界を守るというよりは、現在の産業として成り立っていて、これだけ多くの皆さんの雇用と、そして税収で国がお世話になっているという事を勘案しても、絶対に法整備が必要な事であろうと考えます。

佐藤：ありがとうございます。それでは加藤さんお願いします。

加藤：先ほど岩屋先生から、カジノ法案の肝は民間にギャンブルを任せる事、とありました。民間というのはコンペで決められるという話がありました。コンペには欧米の会社がコンペを取ったとします。そして日本に来た時に、日本にはすでに1万2千軒の民間のギャンブル場があるじゃないか、という議論が持ち上がる事は必至だと思います。これを抗弁するのは現状では不可能ではないかと思っております。何らかの社会的に世論が盛り上がり、パチンコが必需となるのが必要だと思いますので、業界を挙げて話し合って解決しなければならないと思っております。

佐藤：それでは森さんお願いします。

森：PCSA法律問題研究部会の森でございます。加藤さんもおっしゃいましたが、先ほど岩屋先生がカジノ法について全国津々浦々にカジノを作るということではなく、複合観光施設の中核としてのカジノという事をおっしゃいました。そうではあるのですが、加藤さんもおっしゃっていましたが、海外でパチンコを訳すときに、PACHINKOとローマ字で書いてくれたらいいんですが、よくあるのはカジノあるいはミニカジノと訳されることが多いと知人から聞いたことがあります。いずれにしてもいわゆるカジノ法、複合観光施設の中核としてのカジノが具体的な議論の遡上載った時には、現在のパチンコのあり方、今後の進めるべき方向が当然出てくるわけでございまして、この議論は避けられないということだと思います。もちろん新法を中心に話されるかと思いますが、現在パチンコは国民の余暇生活においてどういう位置を占めているのか、占めるべきなのかという議論をすべきだと思います。

佐藤：それでは三木さんお願いします。

三木：コスト問題研究部会の三木です。コスト問題研究部会等で、色々な角度から、いろいろな立場の方から意見を聞きました。ちょっと視点が違うかもしれませんが、先ほどカジノ問題で国

際競争力のある観光というか、滞在型の観光施設を作るという話がありましたが、最近法律問題を話していると、「日本には何十年もかけて、またハンデ戦を勝ち残ってきたサービス産業であるパチンコがあるじゃないかと。もっと言えば、今さら欧米のスタンダードを日本に入れて戦うのかと。日本の強みであるところにより資源を回して、もっと公的な立場をとってパチンコで日本も勝負すべきじゃないか、」と若い方はこういう意見を出すようになってきました。そこにはカジノは確かに素晴らしいと思いますが、パチンコは何年もかけてここまで伸ばしてきた。もっと言えば既に日本にあって海外に無いもので、日本の目玉として、パチンコを活用できないのか、できれば今回の法律問題をそこまで上げてほしいと。そういう意味では今回のカジノ法がすんなり通って行って、パチンコがもし置いていかれたら、業界を守るというより、こんなに素晴らしいものがあつたのに又チャンス逃してしまつたと、そういうことになるんじゃないかと思ひます。

佐藤：ありがとうございます。それでは牛島さんお願いします。

牛島：経営アドバイザーを務めております牛島でございます。カジノを新しく作る。パチンコは今まで60年の歴史があります。このカジノが色々議論されたときに、いわゆるギャンブル性が国民の皆様から注視されると思ひます。ところがパチンコについても遊技とよばれていますが、マックスタイプで10万円が一日に行ったり来たりするのはギャンブルだということになります。国民の目線がそういうパチンコ業界に向つたときに果たしてどうなるのか？非常にいい例は、貸金業者の問題があります。今まで合法とされた業務を推進してきたものが、最高裁で過払い訴訟の問題になってまいりました。上場企業も含めて成り立たなくなつてきているという状況があると思ひます。翻つて、この業界を見たらどうなんだろうかという、一方は法に則つていてもダメだつたと。現在ほとんどのホール営業においては換金が中心になっています。グレーゾーンだと。これは警察庁含めて「直ちに違法とはいえない」という非常に分かりにくい発言をされてきたわけです。言つてみれば裁量行政。それから全国津々浦々、色々な都道府県に2000人以上のキャリアからノンキャリアを含めた天下りという問題もあります。そういう中ではそこに国民の目線が当たつた時に、この業界の存続性が危惧される状況が必ず出てくると思ひます。

佐藤：ありがとうございます。古賀先生は業界のことを熟知しておられますが、業界には色々な立場の方がおられて、業界がまとまつたひとつの方向に集約するのは難しいというのがわかつた上で、パネラーの皆様方から、カジノ法案が国民的議論の遡上に上がつた時、パチンコ業界がどう影響受けるのかというのを伺つたが、古賀先生の立場からも考えられる事をお聞かせください。

古賀：カジノは国際観光戦略、地域振興、グローバルゼーションというのもあつて大きな流れだと思ひます。私はそれに付加して地域主権とかブロック行政ですね。中央官庁が全部牛耳つて、知恵も無い縦割りなのに、基準を決める、補助を決める、規制も掛ける、天下ると、この構造をつぶすきっかけにしたいくらい大きな想ひを持っています。これが進んできたときにパチンコは必ず話題になる。パチンコに影響があるからカジノ法制化はやめてほしいということにはならなくて、いつになるかは別として、大きな流れとしてテーマとして法制化まで行かざるを得ないと思ひます。その時に、私はたまたま2つの法案を議員立法をする会長を仰せつかつておりますので、皆様との長いお付き合いでぜひ同時解決、同時立法という想ひで自民党と民主党も野党と手を組んで一緒にやろうという想ひで、私はお手元に2つの法案があるよ

うに2つの法律を平行してやらなければいけないという事を心がけてきました。ただその時に、一番心配なのは、警察庁もあるでしょうが、パチンコ業界の思いがみんなバラバラだよという事。そんなことになれば、先ほどうちの佐武が申し上げましたように、マスコミ、PTAなどから「おかしいじゃないか」という議論に更に火に油を注ぐことになる。これがカジノなり国際化で観光客が世界中動き回って日本に来るという事ならば、カジノ法案と共にパチンコ業界も脱皮をするというか、新しい1円パチンコとか高齢化社会向けとか色々あるでしょうが、パチンコをイメージアップで社会貢献するとか、次の衣装を考えてはどうでしょうか。全部とはいいませんが、小さいホールも大きなホールも、パチンコホールが次の時代に向けていくんだというメッセージを発信した上で、ある程度のまとまりがないとパチンコの新法案の流れはそこで立ち止まって、カジノだけが通る状況になるんじゃないかということをお大変心配しています。何かを元に5団体が、これならいいじゃないか、ここではまとまろうという流れを、共通のコンセプトというか、戦略を共有してもらいたい。それが条件だろうと思っております。

佐藤：今、古賀先生がおっしゃったように、パチンコをとり巻く環境の中でカジノ法案というのが非常に大きなインパクトを与えてくる可能性があるというパネラーの発言。そして先ほど民主党の娯楽研の第一次案というかたたき台が提案され、そこで古賀先生が、業界のあらゆる方たちが十分に話し合って一定の方向を見出すということが無ければ、前に進まないということをおっしゃいました。ということは、その作業をしなければ先ほどパネラーの皆様がおっしゃったように非常に大きなリスクが出てきてしまうということをお踏まえると、民主党の新法のたたき台、これがテーブルの上で議論をするひとつの種になるのかなという気がします。

これから新法の事について、パネラーの皆さんに色々意見を伺いたいと思うのですが、佐武さんはまだいらっしゃいますか？佐武さんが、5年ほど前に一度、民主党娯楽研の新法案が業界に提案されたと、そして2年ほど前に今回の新法に繋がっていくという中で、この2年間、娯楽研としてはただ単に娯楽研の案というよりは、具体的に法案が通るのかどうかということで、法制局とやり取りをしていく中で、難しさ、そして今回いわゆる換金の問題が入っていない状況に至ったというところを、実際に組み立てる難しさを佐武さんからお聞かせください。

佐武：法制局とはかなり議論しあいました。それは一番皆さんからも要望が高かったのが換金の合法化ということです。この点について、色々な方法を考えて、委託方式なども考えたのですが、今の日本の法律の中には、民間が主体となってギャンブルを合法化している制度は無いと。これを乗り越えるのは今の段階では無理です、カジノの場合は正に民間主体でやらないと成り立たない制度なんです。外国の例を見てもカジノを合法化する場合、オペレーターやその家族の資産を明らかにしなければならぬ。あるいは反社会的勢力との関係を全く無いような形。そういうようになりかなり厳しい制限が掛けられて外国でも合法化されているもので、日本の場合、単に法律で決めて違法性が阻却できるようなものではなく、どうしても乗り越えられなかった。まずは、風俗営業法から取り出して、合法化の問題を議論する土台のようなものが必要だと考え、現在のようなものを提案させていただきました。

佐藤：ありがとうございます。今、佐武さんから風適法から独立した法律として、換金の問題が非常に難しいというところで、それでも前に進むためのステップの案として、これからいくつかのステップがあると思うんですが、いわば法制局がこれだったらという、ギリギリの所を模索しながら2年間やってこられたというところがあると思います。業界の中には簡単に、何で換金が入らないの？と言われる方がいるんですが、実際のところ岩屋さんが先ほどおっしゃっ

たように、民間人がギャンブルに匹敵するようなものを出来ない仕組みになっているという事を、115名の議員の皆様が束になっても難しいというお話でした。そういう状況があるという事を踏まえながら、なぜ新法が必要なんだろうか、なぜ現行法ではなく新法なのか、という事を秋元先生から順番にお話ください。

秋元：2つ考えていかなければならないと思います。ひとつは先ほどから出ているカジノ。今このカジノをなぜ観光型産業として位置づけようとしたのか。それは正にギャンブルが普通の地域に入ってくるとカジノ依存症だとかいろいろな問題が出てきて、パチンコホールも含めて、ギャンブルに対してマイナスのイメージを持っている人が大反対をしてくると思いますので、だからあくまで観光立国の位置づけとして、わが国が議論を始めているというのが実際ところだと思います。パチンコは合法的というかギャンブルじゃないという位置づけだからこそ、曖昧模糊のままですと。これを、本当にパチンコも合法化されたギャンブルだという位置づけになると、パチンコもあるいは町ぐるみで反対されるかもしれないという、一つのリスクがあるという事を我々は押さえていかなくちゃいけないと思います。それと同時に、じゃあ今のままで、今のカジノの議論が出ないままでもパチンコはこのままでいいのかという話が残ると思います。換金問題は先ほどから難しいという話がありましたが、それを度外視しても何か新法なるものを作っていかなくちはいけないと強く感じています。それは何かというと、どの業種もそうですが、機械台など全て警察が認めたものでしょう。その認可されたものが一方的に、言ってみれば世論が厳しくなったからといって、不許可ということは出来ないでしょうから、言ってみれば業界に対して阿吽の呼吸で圧力をかけて自主撤去を促すようにしているのは、とてもとても民間のまともな商売とは思えません。また、都道府県をまたがったホールの方が、東京のある1店が警察からの行政指導があった瞬間、他県のホールにまで影響を及ぼしていく。こんな事はないのであって、チェーンストアのレストランで食中毒が会ったとしたら、その店だけが当然立ち入り、営業停止になったとしても、他の店まで及ぶということは普通無い訳でありますから、そういったものを考えても、この風営法そのもの、風営法の中に入るパチンコ営業そのものは、なんらかしらの形を変えていかないと、とてもとても、将来にわたって、皆様方が真の民間の商売になるにはふさわしくないとしますので、新法の必要性を感じております。

佐藤：ありがとうございます。それでは加藤さんお願いします。

加藤：風営法のそもそもの生い立ちを振り返ると、性風俗が行き過ぎないように網を掛けよう、取り締まろう、規制しようというのが、そもそもの根本的な考え、理論ではないかと思っています。それだと、先ほど岩屋先生もおっしゃっていましたが日本の経済と同じように、規制規制規制と言っていると縮こまって伸びていかない。そういう事を考えると今回の新法は遊技業としての業を発展させる、振興させるという目的が第一条に書かれています。遊技業の振興を図るということなので、根本的に考え方が違うと私は理解しております。発展させるための新法が必要だと考えています。

佐藤：それでは森さんお願いします。

森：先ほど牛島さんが触れられましたが、消費者金融のことですが、消費者金融が設定している利率というのは出資法と利息制限法との利率で、世間ではグレーゾーンと呼ばれていますが、グレーゾーンという名前はあまり正しくなくて、それ自体は合法的なんですね。出資法に違反していないという意味で合法的なんですね。それで長く利息を取ってききましたが、最高裁が、

別の理由があったんですが過払いを認めるとなったとたん、一気に状況が変わってきた、というのがあります。ですから、グレーゾーン利率といっても合法であったんですが、それでもこうなってしまうということです。一方、パチンコの置かれている状況は法律に携わっている立場にいる者ですが、先ほどから言われている換金性のある景品の提供、それから釘の問題は正面から合法だとなかなか言い切れないところがあります。行政も換金性のある景品の問題に対して「現在の仕組みが直ちに違法とはいえない」と述べるに留まっています。ですからやはり現在の風俗営業法の下では、これらの問題をいくら解釈をしたとしても解決できない部分があるのではないかと思います。もうひとつの面から申し上げますと、こちらも加藤さんがおっしゃいましたが、今の風俗営業法は振興という考え方がありません。取り締まりが中心になっているという事だと思います。法律に関わって全国の警察行政とかなり、ほとんどの方と話をしてきましたが、一部の県の方でありますけども「そもそもパチンコは無くてもいいんだ」とはっきりおっしゃる方がいらっしゃるんですね。そういう意味でパチンコは無くてもいいとおっしゃられる方と現在の風俗営業法の話を進めていったとしても限界があるつくづく感じます。もうひとつは、別のところでもお話ししたのですが、行政がいつもおっしゃる射幸性という事なんです、これについても誤解があるんじゃないかなと思っています。本来射幸性というのは投資金額1000円で1000円になるのか、1万円になるのか、10万円になるのか、というのが射幸性の問題で、それが著しいかどうかといこうとだと思います。しかし、多くの警察行政の方とお話をしていると、パチンコホールが毎日のようにお客様に来ていただきたいために、色々なイベントをやったりしていますが、お客様に毎日おいでいただくことが射幸性をそそっているんだと、いう様な言い方をするわけですね。PCSAは低貸玉営業を全国に推進していよこうと考え、進めている訳ですが、この低貸玉営業の店にお客様に毎日おいでいただくのは、果たして射幸性をそそるのでしょうか？ こういう問題だと思います。それらの問題を、行政の方々とお話しさせていただいてもなかなか理解していただけない。毎日おいでいただくように広告をただけで、これは射幸性をそそる、ダメだ、処分だとなる。どうしてだと考えた時に、現在の法律は規制だと、取り締まる事を基本に据えているからだと思います。この法律の枠組みの中でいくら解釈を展開したとしても振興というものが出てこない。PCSAが目指しているパチンコを名実共に国民的大衆娯楽にしていこう、時間消費型の娯楽に転換していこうというビジョンを実現していくためには現在の法律ではむずかしいのではないかな、そんな風に考えています。

佐藤：それでは三木さんお願いします。

三木：この問題は手順の問題だと思っています。現行法の中で換金問題を長く論争してきて、今が結論だと思うんですね。今まで出来なかったと。であれば、丸腰で戦い続けるのではなくて、戦うグラウンドを変えましょう、そういう意味で一旦風適法の表（外）に出して、なおかつ、今回の案では振興策が付いています。周辺業者であってもこの振興策を受けながら、社会的な存在価値をアピールしながら、進めて行くのが効率的だと思います。もっと言えば、パチンコはカジノや宝くじなどに比べて、元々ペイアウト率が根本的に違いますよね。つまり、経営者がリスクを抱えながらこのスタイルを作ってきたのです。こういうものを一般的に社会の人は分かっていないんですね。保険とかの金融商品と比べてもより有利なペイアウト率というか。こういう事を理解していただきながら、もう一点、自動車産業とよく匹敵する産業だといわれますが、自動車産業は海外に行って車の部品を作ったり、工場を海外に移転したりしています。

我々の産業はパチンコホールに納めている完全に内需型の産業なんですね。他の産業は下請け構造が崩れてきて空洞化が始まったり、海外に出たりしてきています。日本の人口ピラミッドの構造の変化によって日本に魅力がないとか、こういう話が出ますが、我々パチンコホール、パチンコ業界は日本の産業だし、日本にいるお客さん（外国人も含む）に来て欲しいということで毎日苦勞しています。こういうことを、社会的にアピールしながら換金問題を出していった方が、結果的には加速度がついて行くことになると思います。そういうわけで換金問題をやらないんじゃないくて、やるがための手順だと考えております。

佐藤：それでは牛島さんお願いします。

牛島：先ほど法律構成で、昭和23年、29年にこの業界が風営法に取り込まれたという話がありました。国民の目線というのは非常に厳しいと思います。世論がどういう風になるか。先ほど、このまま推移すればこの業が成り立たなくなる可能性がある、ということですから、風俗から独立して産業法の位置づけをしないと、せつかくこれまで60年かけて積み上げた業が、果たして続けられるのかどうか。世論はというのは非常に恐ろしいと思いますのでそういう場面も決して無いとはいえないと思います。色々な情報誌あるいは業界誌を見ますと、今の現行の法律構成の中でなんら問題は無い、やっていけるんだよ、将来も全然変わらない、という風におっしゃる方が沢山いると思います。本当に将来に対してパチンコホールという業が続けられるという事を保証してくれるのかどうか、非常に無責任な言い方ではないかなと思っております。

佐藤：ありがとうございます。なぜ新法かという話をパネラーの皆様に向いました。一方、全国の中小ホールを含めた皆様方の考え方を代弁させていただきますと、新法で中小のホールの生き残りが難しくなるのではないかと、又、これは大手ホールの株式公開に役立つ新法じゃないかという考えを持っていらっしゃる方が沢山いらっしゃるんだと思いますが、この辺のところに対して、ご意見があったらどなたでもどうぞ。

古賀：今の佐藤さんの論点とちょっと違うかもしれませんが、皆様のご意見を聞いてはっきりと私の手順について思いを述べたいと思ってマイクを取りました。カジノは色々なエンジンがあるんですね。国際観光、新成長戦略、グローバリゼーション、そして圧倒的にロンドンであれアメリカだって一番中国の方が好きですよ。そうであれば外貨を稼ぐとか、色々な要素があるわけです。地域振興もある。これは先ほど言いましたように、何機もエンジンを吹かして飛び立つであろう。その時にそういう多くの理由によって、換金の違法性を阻却して、ギャンブルではない、賭博ではないということで発進させようと、どのくらい滑走路が長ければいいのか分かりませんが、いずれにしてもそうなるでしょう。その時に娯楽産業のパチンコも、換金も合法化されるわけですから。でも60年のしがらみもある。裁量行政もある。天下ってもあるわけですから。特にホール、大中小の大きさによって意見が全然違ふと。せつかく違法性阻却のカジノ機が飛んでいく時に、一步半歩は遅れてもいいかもしれませんよ。でも3年も4年も遅れたら私はおそらくその時にはタイミングを失するのではないかと。今度の法律は皆様のご意見に換金合法化はあるんだけど、60年の歴史の中で一気に換金合法化というのは容易な事ではないんです。従って、まずは業法。私も役人をやってきましたから業法にはいくつも関わってきました。業法というのは規制もする、届出も必要、欠格条件もある。しかし振興策を国なり行政がサポートするということですから、最初はここからスタートする事によって、そして先ほど言ったように、業界もこれならいいんじゃないかとまとまってもらって、願わくば新

しい、もっと楽しい、もっと庶民的な、バリエーション、メニューをくつつけて発進しなければ、おそらく私は今の最大の裁量行政の中にいつまでも納まって、そのうちにいないのじゃないかと、いろいろな逆風が生じるんじゃないかと心配してこの2つの法案をカジノを機にと思っているんです。もうひとつ言いますと、カジノも法制局とやってきましたが、最初は剣もほろろなんです。そんなの民間が換金をやって賭博罪にならないわけ無いですよ。でも法制局に対して、私たちの会にずっと出ると、私の思いはこうだと、成長産業だと、そういう話をすると、本当にそうだと、今までの公営ギャンブルと違う新しい時代だと法制局も理解度が深まってきたし、そういうのを積み重ねていく努力が我々立法府も、そしてみなさんにもあるんだと思います。

佐藤：中小といえども業界に携わる人たちの雇用という事を考えると、大変地域の全国津々浦々の雇用という面では、中小も生き残っていただくことが社会の貢献に繋がるということも考え方としてあるわけです。しかし一方で中小の方も新法によって淘汰が早くなってしまう、という心配があるわけです。この辺のところをご意見のある方お願いします。

秋元：何事も民間の皆さんが商いをしていくためには必ず競争というものがあるわけですから、新しい法律が出来たとして全ての方が救われるというたとえぶんそれは難しい話であって、形が変わればそれに伴った新しいルールと、新しいからみ、そしてまた様々なお客様の獲得方法は変わっていくわけです。私はこのまま放って置くとパチンコそのものの文化がなくなってしまうんじゃないかという危険性を感じる中で新法ができ、それはあくまでパチンコという文化をしっかりと健全な形で発展させていきたいと、そういう思いの中からの新法でありますから、それを一歩進めて、それぞれ民間の皆さんが競争しあって、場合によっては中小ホールが競争に負ければ商売が出来なくなるということもあるかもしれませんが、ある意味私は平等なる競争の状況の中でそれぞれ切磋琢磨するということですから、ある意味民間の皆さんの努力に任せしかないところです。先ほど佐藤さんから雇用の話もありましたし、どんなに進化したとしても中小企業のホールがゼロになるという事は無いわけでありまして、それは皆さんに努力していただきまして、地域との連携の中で生き残っていくホールはあると思いますので、それを心配の種にしては前に進まないんじゃないかと思います。

佐藤：ありがとうございます。では牛島さん。

牛島：今回は法律構成としては各団体の意見を取り入れながら法律構成をされると聞いていますので、最終的には法案が上程された時には付帯決議をしていただく。付帯決議というのは今の中小ホールが地方経済において非常に大きな役割を果たしている。雇用を確保しているということで当然中小ホールが生き残るような策を検討して欲しいと。これは法律の中には入れられないわけですから、そうした中でそれを受けた後、この業界の中で色々な対応をされる必要があると思うんです。例えばかつての本店法規制ですね。例えば人口の多いところ、人口の少ないところ、政令指定都市、地方の中核都市、地方、そういうところに大型店舗、例えば600台とか700台あるいは1000台、そういった店舗の新設を自粛するだとか、あるいは質的な面で全体の機種構成の中で、マックスタイプ、ミドルだとかの比率を抑制する。そういったことを今後、各団体を含めた中でホール業界として全国の地方の役割を果たす必要があるんじゃないか。そうした中で中小ホールの生き残り策もおのずと出るんだと思います。従って大きな急激な変化というのは望ましくないんじゃないかなと思っています。

佐藤：ありがとうございます。中小ホールが心配している事について何かありますか？

加藤：我々は風営法があるから守られているんだ、風営法があるから大手が参入しないんだ、とよく言われるがいますが、これは全くでたらめな話で、風営法であっても過去にはダイエーさんとか西友さんは子会社を使ってパチンコホールをやっていました。また、私鉄の大手も何社かはパチンコホールをやっていました。従って風営法であろうが大手は参入しようと思えばできるという事実があります。

佐藤：ありがとうございます。

森：中小ホールの皆さん方にとって人材の確保が大事だと思います。そういう面を考えた場合に、風俗営業法から単独業法になるということは大きな意味を持っていると思います。企業は人です。優秀な人材を確保については法律問題研究部会に参加されている人事部門の方から多く聞きます。例えば、労働条件の改善のためにパチンコも寮社宅を確保しようと思っても、なかなかパチンコホールだということで、今だもって貸してくれない。多くの企業さんは自前で寮社宅を作って対応されてきたんだと思います。今回の法律が雇用の問題、働く方々の労働条件とか生活条件の改善を詠っていると、目的のひとつにあると民主党娯楽研の方から伺いました。お手元に遊技業に関する法律案の概要という資料がありますが、それは平成22年6月16日付けになっています。PCSAは平成22年10月5日に説明を受けましたが、その際に6月16日に何かあったんですかと聞くと、実はこの日にパチンコホールで働くかたがたで組織される労働組合の方に集まっていたいてその場でこの案が提示をされたと伺いました。そういう意味でこの法案は正面から書いてはいませんが、働く方々の労働条件の改善に、直接的ではないかもしれませんが、重要な部分で繋がっていくのではないかと、それが中小ホールの方々の人の確保、人材の確保につながり、大きな役割を果たしていくのではないかと感じました。

佐藤：会場の皆さんの中には各団体に所属している方、そしてメーカーの方がいらっしゃると聞いています。新法の中に新しくメーカーさんの届出制ということが詠われていますが、何かこれについてメーカーさんのご意見はありますか？ありましたら質問でもご意見でもかまいませんがいかがでしょうか？先ほど佐武さんからお伺いしたところ、メーカーの大きな団体4団体に対してこれから順次法案の説明に伺うと聞いておりますが、ようやく業界横断的な新法を素材にしながら議論ができる下地が整いつつあるという段階だと思います。突然に会場の中から発言しにくいかも知れませんが、メーカーの新法に対する感想なり、心配なり、期待なり色々あると思うんですね。三木さんはメーカーさんなので、気がついたことがあったらお願いします。

三木：メーカーというか、実はコスト問題研究部会は非常に大所帯で、この業界最大の異業種交流団体というか、中小、大きいホールさんもいれば、販社の方、メーカーの方、開発をやっている方、色々います。そういう方々の戸惑いはものすごくあります。いつの間に法体系に入っているんだと、そういう戸惑いはあります。しかし、よく見ると、振興策とか、もうひとつ実は経済産業省に登録しなくても、皆さんどこかの業種組合に入っているんですね。そしていずれかの業種組合の内規に縛られているんですね。それは言ってみれば内規の解釈によって縛られているんですね。もっと言えば、努力しても解釈が変わっちゃったら意味ないから努力しないよと、みんな斜に構えて、うまくやったよみたいな話で、いわば、仕事の功績を蓄積できないし、表現は悪いが頑張ったところは馬鹿をみるという業界であるというのが染み付いてきちゃっているんですね。そういう意味で逆にいうと、経済産業省に登録をする事によって、ある意味では法的な地位を得たというか、もっといえば登録した限りは振興策も打たれますけど、

悪い事をした時には罰も受けるでしょう。そういう業界環境の中で一生懸命頑張りたいという方々が結構います。これは実は、各業種団体だったり、もしくはその会社のもともと掲げるスローガンがありまして、そこからすると非常に微妙な問題はあるんですが、それらを飛び越えて本音で語ると、いや実はどう考えても社会的にも経済産業省登録になって、正々堂々戦える業界の方が良い。もっと言えば中小のホールさんで頑張っているところを、メーカーさんや販社さんで社会的にアピールして、「例えば大手のホールさんもある地域で、中小のホールさんが集まって大手さんと同様のことを共同です。」とか、また「振興策が打てる販社さんが集まってこれらを支援するビジネスモデルが出来ないか。」とか、このような議論になると、当初の戸惑いから期待に変わってきている状況です。

佐藤：ありがとうございます。それでは古賀先生と秋元さんにこの法律の中に、メーカーさんとか周辺機器さんが業法に入る意味とか影響をお話いただけたらと思います。

古賀：先ほどご紹介いただきましたように、私の政策秘書の佐武そして何人かがパチンコホール団体の専務さん等に提示してどういうご意見か聞いて、今後はメーカーさんにも聞いてみよう。これから皆さんの意見はどんどん聞かなきゃならないと思っている。それがまたコンセンサスを作る土台になると思います。私は風営法という警察法のソーブランドと一緒に扱ひのままじゃなく、業法だと産業法だと経済産業省所管の産業法だとする事は、今後のファイナンスだとか、あるいはイベントを打つとか。パチンコをテーマとした国際IT新技術展示会とか、堂々と打てますし、経済産業大臣がオープニングに来るかどうかは別としましても、業法がある限り、地方の経済産業局長、あるいは課長が見に来る、認知されると、それはホールのみならずこれだけ世界有数の繊細で更新も早く技術革新もすごいパチンコの機械ですよ。これは日本の誇るどころであるし、認知されるべきところであるから、私は今後きちんとそういうところを説明していけば、イベントも張れる、公的に認められる、国が補助金を出してパチンコの技術開発に加勢するかどうかは別としても、公的に認知するという事は、やるべきであろうし、理解が得られるところだと思います。それがまた、小さい田舎の小ホールでも、秋祭りにうちのホールで、業法もあるし地域振興でもあるから、ちょっとでも景品をイベントにも参加しましょうということも出てきましょうし、今とは大分違った土台はできると思います。後は皆さんの使いようという風に思います。関連機器、メーカーも入って業法という位置づけは理解得るところであろうし、皆さんの力になるところだと思っています。

佐藤：秋元さんお願いします。

秋元：私は今回民主党さんが提案されようとしている娯楽研の提案者ではなく、むしろ逆に、見てこういうものを出されるんですねと、評価する立場の一人なので、法律に携わっていませんので細かいところに言及する立場にございませんが、ただ、客観的に見て評価できる点は、風営法の枠から出ているのが一番大きなポイントだと思います。先ほど色々なパネラーの皆さんからお話が出ていましたが、風営法は所詮取締りをするための法律であって、産業を育成したり振興したりする法律ではないというのは事実です。この新法で経済産業省が詠われております。先日PTBに堺屋太一先生がこられて、今後は経済産業省の枠組みに入るのもいいけど、総務省の枠組みにも入ったらどうかという話もございました。イコール、パチンコ遊技業で得た利益を還元する形としては地方自治と組んだ方がいいのではないかと、その方が法改正のスピードが速くなるのではないかとという話がございました。それもひとつの方法だと思います。いずれにしても風営法の枠から早く出て行かないことにはこの先新法がないということであって、

今後、大きくホールが発展するに当たっては、カード会社がポイントをマイレージに替えたりだとか電子マネーに替えたりであるとかを頻繁に行っている昨今でありますから、これも堺屋さんがこの前におっしゃっていた案ですが、換金ポイントが色々な流通形態に入るのも一つの方法じゃないのかな、というのが案としてありますし、私も前々から思っていた事であります。そういった道に発展するためにも、風営法の枠から脱皮しなければ、そういったアイデアも議論できないのが現状でありますから、まずここを一義的に脱するというのを皆様方と共に私も頑張っていきたいというのが、私の今の感想であります。

佐藤：加藤さん。ホール営業の立場で、機械メーカーが新しい業法に参加することの意義、現在中々新機種が保通協を通るのが難しかったり、抽選をやらなければいけなかったりと、非常に前近代的な仕組みがあるわけですね。ホール営業にとってみると色々な機械が沢山の選択肢があるほうが中小のホールも生き残りやすくなると思うんですね。そういう立場からメーカーさんが入る事に対してのご意見をお願いします。

加藤：今おっしゃられたように機械のバリエーションがあったほうが、特色が出せると思う。200台の店でも800台に対抗することもバリエーションがあれば可能だし、もっと大事なのは、メーカーさん始め周辺機器の皆さんも入る事によって、色々な理不尽な事で余分な経費がかかっているんですね。保通協に理由も分からず落とされて、一回受けると百何十万かかる。お金も時間もかかっている。それは回りまわってホールにも跳ね返ってくるし、ホールはお客様にその分を上乘せなければいけないので、そういうことがすっきり改善されれば最終的には一般消費者にも得になってくる。そういうことでは全体として枠組みに入るのは重大な事だと思う。

佐藤：森さんは同じ質問に対してどう考えていますか。

森：現在の風造営業法の中でメーカーの方は検定認定制度ということで取り込まれているんだと思います。実際には、三木さんや加藤さんも触れていましたが、全防連の確認が必要だとか、保通協のしくみが中々明確にならない、はっきりしないとか色々な問題を含んでいると思う。それは先ほど来、いろいろな方がおっしゃっているように、現在のパチンコ営業が振興の対象になっていないという事から全てが来ているんじゃないかと思う。例えば私的財産権については色々な意味で遊技機は特許の塊と言われていて、色々なアイデア・発明が遊技機の製造の中で出されてきていると。それがなかなか表面に出てこないんですね。それは経済産業省がいいのか総務省がいいのか別ですが、今の取締りとか規制とかの枠の中では中々前に進んでいかないんだろうと思います。ひいてはお客様が望んでおられる娯楽ですね、憩いの場、余暇生活の場としての娯楽。もっと楽しい機械、もっとこんな機械が、ということが中々ストレートに新しい機械の製造につながってこない。何かそこに人為的な障壁があるんじゃないか、という事を考えた時に、結局、現在の枠組みを変えなければ何もならない、ということに繋がっていくんだらうなと思います。そういう意味では、メーカーの方々とホールが一緒になって、国民に愛される、国民余暇生活にとって無くてはならない、そういう遊技業にしていこう、遊技にしていこうという土俵がこの新法の枠組みの中で出来あがっていくんじゃないかなと思います。

佐藤：ありがとうございます。三木さん、メーカー、周辺機器が大きな枠組みに入る事に対していかがですか？

三木：実はパチンコホールさんとは別の参入障壁という意味で、例えば新たに販社になって業界に参入しようとする時に、どうやったら販社になれるのか非常に不明確なんですね。今回の中古

機流通協議会を否定するわけではないですが、色々な事は合理化と逆の方向にどんどん動いていって、もっと言えば販社もメーカーさんも本音では1円パチンコをコスト的に下支えするためには新たな何かビジネスモデルが必要だし、振興等がもらえるのであれば、少しでも安く、みんなの喜ぶ顔を見たいという思いはあるんですね。今の状態だとそこが全部分断されていて、なおかつメーカー、販社、周辺機器、もしくは補給であったり、細かくいうと本当は届けるものかどうか分からないものを47都道府県の公安委員会に行って、相談して行政側の負担も大きいし、言い過ぎかも分かりませんが、あまりにも不明確だったものをひとつの法律の中で統一させて、その中で新たなビジネスモデルを構築したり評価を受けるというのは正しい事だし、それが起きないでは、この産業の繁栄やコストダウンが構造的に達成できない事だと思います。そういう意味では、多少の衝撃はあるかも知れませんが、業界の様々な部分が臨界点に達してこういう議論が出てくるのは、必然的なことだと思い始めています。あまりアクセルを踏む必要は無いでしょうけど、今までのグランドだったりフォーメーションを変えてやっていくことは、先ほども言いましたが、各団体だとか所属している法人のスローガンとはちょっと別にして、個人的には話し合ったらみんな歓迎しているという様に受け取っています。

佐藤：ありがとうございます。会場の皆さんの中で何か言いたいこと、質問したい事はございますか？残り時間が20分を切ってきましたので、最後にパネラーの皆さんから一言づつご意見を伺う事にします。資料の結語にございますが、個社の繁栄は業界の繁栄と発展なくしてはありえないし、業界の安定した発展というのは、社会からの支持が無ければ業界というのは存続し得ないことは明らかな事であると思います。その中で、このパチンコ業界が社会との調和をよくしていくために、いくつかの問題点をここに、騒音、タバコ、ビギナーの遊び方、新しいファンを増やす努力、接客、不透明、情報開示、のめり込みの問題など多々ありますが、そういう事を含めてこの業界が社会との調和をよりよくしていくために何が一番必要なのか。社会との調和をいかによくしていく、そのツールが新法だと思うんですね。そういう意味でこのテーマについて古賀先生から順番にお願いします。

古賀：最後の発言ですから突飛な話になるかもしれませんが、皆様に提言をしたいと思います。その前に、先ほどから経済産業省の所管とか、風適法から離れるという話は何度もありましたが、この法案を見ていただければ分かりますようにホールの許可はあくまで公安委員会ということです。一方で業法ということですので、きちんと大臣、行政機関が共管で分野分野という体系になっております。だからこれは初めは革命的ではない、しかし一歩新しい土台を作るための法律だという事をご理解いただきたい。もうひとつ、実は風適法から外れた例があるんですよ。私が地方行政委員会の筆頭理事をやっている時で、ダンスホールなんです。ダンスホールも風適法のみが適用法律だったんです。これが法案の改正を持ってきまして、バックにはダンス協会があるんです。ダンス協会の中は派閥があったのかどうか分かりません。持ってきた理由が面白いんですね。将来、社交ダンスがオリンピック種目になる可能性がありますから警察庁所管では困ります、文部科学省所管でということで。丸ごと行ったのではなく分かれたのですが、文部科学省所管のダンスホールが生まれたんですね。そこにはオリンピック競技の種目になるという理屈、つまりファッションブルとか、なるほどと思わせる理屈で風適法から文部省所管に移る団体があったんですね。パチンコも突飛な話ですが、何か法律を通るためとか、何か平行して、ひとつは社会貢献基金でこういう事ができるだとか、バレンタインの日には世界の面白いチョコレートをパチンコ屋に行くと景品でもらえるという噂になるだとか、

そういう楽しい仕掛けというか、知恵はただだから皆さん考えて欲しい。私の友人が地図の会社に頼まれて、地図は地味だと、子供から関心が無いと、何か知恵は無いかという時に、面白地図コンテストをやった。こんな地図があったら面白いなというものを募集しました。私も審査員で見ました。へー、子供の感性って面白いなと思ったんですが、パチンコだったらというのを子供たちに聞くわけにはいきませんが、こんなパチンコ考えられない？というのを面白おかしく。例えば玉だけじゃない、チョコレートが落ちてくるっていうのも無いでしょうが、何か話題になって、面白いじゃないかという、法律だけではなくて、そういうものパチンコをめぐる楽しい話題というものを皆さんが考えて発信をするべきではないかのご提言申し上げます。

佐藤：ありがとうございます。秋元さんお願いします。

秋元：古賀先生の話聞いて、いいなと思いますが、そういうことをするためには法改正をしていかないと、今の法律の中では今みたいなパチンコ台からチョコレートが落ちてくるというのは夢のまた夢の話ですから難しいんだろうなと感じますが、いずれにしても、今もホールさんの努力の中で社会貢献というのは、社会福祉法人に寄付するとか色々やっていたいいるのはあると思うんです。地域の中でもそれなりの協力という事をやっていたいいるということはあると思うんですが、やっぱりここはパフォーマンス的にも目に見える形での社会貢献というのは必要のかなと思います。スポーツイベントもそうでありましょうし、文化芸術そういったものに対しましても、裏からでも正面からでもいいと思うんですが、スポンサーになるとか、一般的に多くの人が集まり、感動を与えるものに対して、しっかり正面からPRする、そして社会を構成する企業として、社会貢献を行っていくという事を積極的にやっていく事が国民からの理解あるいは応援を得られるひとつのきっかけになっていくのではないかと感じておりますので、それぞれ大ホール・小ホール、それぞれの立場でやっていただく事だとは思いますが、これが業界としてまとまってひとつの基金でできるならばそれはいいことじゃないのかなと思います。いずれにしても、パチンコという周りの皆さんは、日本独特のものかもしれませんが、ギャンブル、ギャンブルもどきとして、日本の文化としてマイナスに見る傾向があるのは事実です。欧米にいたってはカジノが社交界の文化としてあるのは、その国が持っている文化性のものであるからこそ認められていると思うので、日本もそういった文化をもっと取り入れるというのが、今回カジノ法制が議論になっているきっかけだと思いますから、同じようにパチンコをもっと開けたものだとPRできるかにかかっていると思いますので、ホールの皆さん、業に関わっている皆さんが、競争で新しいものを生み出していき、そこでしか知恵は生まれないと私は思います。是非大いに競争していただいてそういった社会的地位をいっそう高いものにする努力をしていただけたらありがたいと思います。

佐藤：ありがとうございます。加藤さんお願いします。

加藤：私は新法と違いますがタバコのお願いというか話をしたいと思います。パチンコチェーンストア協会では全国のホールの完全分煙化の提言をさせてもらっています。ひとつには受動喫煙防止は世界的な流れだということです。現在、一般的な喫煙率は25%くらいだと思います。JTの調査によるとホールの喫煙率が60%を越すといわれています。これを言うと、業界の方はパチンコをする人は喫煙率が高いから分煙できないんだよ、と言われますが、私はそうじゃないと思っています。というのは60%ということは、逆にタバコを吸わない人が来ないからホールの喫煙率が高いんだと思っています。だから、そういう意味では、たばこを吸わない人

が来る機会を失っていると私は思っていますので、そこを全国のホールで、1店2店やって営業差別化するのではなく、みんなで分煙化して、パチンコ業界は変わったぞという事をアピールすれば、厳しい時代に新規のお客様を増やすということは業界を挙げて取り組まなければいけない課題だと思いますので、みんなでそれをチャレンジして、吸わない人でも気楽に来られるホールを作って、客層を広げていかなければならないと考え、最後に一言言わせていただきました。

佐藤：ありがとうございます。森さんお願いします。

森：先ほど警察行政の方とお話している中で、パチンコは無くてもいいんだ、と一部の方ではありますが、はっきり正面から言われた事があるという話をしました。これが法律問題研究部会としてやっていこうという所の原点なんですね。本来パチンコは無くてもいいものではなく、国民の余暇生活にとって無くてはならないものであるし、そうあるべきだと思っています。この新法の話をしている中で、風俗営業法からパチンコの部分を除いて単独業法にするんだと申し上げた時に、ある方から、パチンコは風俗営業なんだから風俗法から抜くのは矛盾しているんじゃないの、と言われたことがあります。風俗営業法からパチンコを抜くのと、パチンコがそもそも風俗営業法であるかという問題は別の問題です。正にその事が議論されてこなかったんですね。今の風俗営業法の枠組みの中で、パチンコを風俗の枠組みに入れているのは、多分、射幸性の問題からきているんだと思います。ところが、その射幸性の問題そのものが、本来射幸性の問題というのは、100円の投資金額が1000円になるのか、1万円になるのか、10万円になるのかというところだと思うんですが、そうでなくて毎日お店に来ていただく事自体が射幸性だと、そんな議論がまかり通っている、という実態だと思います。果たしてパチンコが風俗営業なのかどうか、実態がどうなのかというところに関わっているとすれば、業界の主体的な行動が問われていると思います。その意味で多くの良心あるホール業者の方々が名実ともに大衆娯楽にしていこう、一部ギャンブル性の高い遊技になってしまったものを、低貸玉営業だとか他のくくりと通して変えていこうとしている。その事が新しい法律を作る流れの中で収れんしていったこそ、その努力が実を結ぶんだろうなと思います。パチンコを名実ともに国民大衆娯楽、国民の生活にとって無くてはならないものにしていく、というように今後とも頑張っていきたい。

佐藤：ありがとうございます。それでは三木さんお願いします。

三木：パチンコを地域にとって日本にとって強みと見るか弱みと見るかがまず大事だと思っています。パチンコ業界は今、大変といますが他の地域経済も同じですし、ものづくりの下請け構造は崩壊段階に入ってきて、もっと言えば団塊の世代、それ以上の世代の方ですばらしい技術を持っていたり、アイデアを持っている方が日本にはたくさんいるのに、この業界になかなか入ってこない。(パチンコビジネスを)地域の隠れた資源と融合させていく。なおかつ、年配の人がお客さんに来ないというのは、年配の方がこの業界の遊技機に携わっていないからかもしれません。加藤代表のタバコの問題と一緒に。そういう方々と地域の資源を使って、地域の工場を通して不正対策をして、中古移動も含めて、そういう遊技機に税制だとか何らかの優遇策を付けていくとか。こういうアイデアができないかと思います。正直言ってカジノ問題を話しているとき、国際観光とかハブ空港うんぬんとかの話が出るたびに、実はカジノよりもパチンコを日本の強みとして考えて、もっと言えば社会にとっても元々持っている強みに対して資源を集中していくほうが、通常であればコスト的にもスピード的にもメリットがあるというのが合

理的な考え方です。そういう考え方を地域ごとに、また中小のホールさんが、ここでは中心となって活動して行けばいいと思うんですね。そういう中で、パチンコホールというのは実は、他のギャンブルに比べてペイアウト率であったり、いろいろなものが違うという事を理解してもらって、しっかり法的な地位を得れば、ホールさんが余分な人材を裂かなくても、実はメーカー・販社の方は他産業経験者の中にも地域の為になるビジネスをやりたくてしょうがない方がたくさんいらっしゃいますから、そういう意味で、特に先生方をお願いしたいのは、パチンコを生かしていくという事を決めていただければ、そういうことが必然的に起こってくるということです。

佐藤：ありがとうございます。それでは牛島さんお願いします。

牛島：レジメの中で上場問題というのがありました。新法が大手の上場のためではないか、ということが色々雑誌に書かれていましたが、残念ながらこの新法案が、今後整備されても現状ではなかなか難しいということがいえます。それは何かというと、明確に上場基準の中で公益保護という問題があります。それは何かと申しますと、換金が合法化されていないというのが一番端的な話です。なぜかということ、営業をやっている時に急に換金業務が非合法だと言われると営業停止になってしまう。そういう業界の会社を上場することはできないという考え方なんです。いずれこの法律が通ると、換金問題についても整理されてくるんだろうと思います。ただなかなか、現在民間の方が行っている換金業務を合法化するというのは難しいと思います。これは先ほどの佐武政策秘書からの話にもありましたように、ある程度の公的なシステムを作っていないとダメなんだろうと思います。その時に業界として、古賀先生からもあったように、ホール業界が社会貢献をどうやってできるのか。そのひとつの鍵は新法推進のエンジンとして、換金合法化によって公的な制度を作って、換金額の一定の割合を社会貢献料として地方に落としていくのがひとつのイメージとして出てくるんじゃないかなと思います。

佐藤：ありがとうございます。ちょうど時間が残り1分というところです。パネラーの皆さん、ありがとうございます。最後に古賀先生に確認しておきたいのですが、新しい枠組みを作るといことで60年も監督官庁であった現在の警察の皆様方にも一定の役割があって、その配慮も必要だと思いますので、その辺の配慮をお願いしながら、本日お集まりの業界の皆様方、非常に短い時間で議論を突き詰めていくというにはとても足りない時間でした。しかしこれをきっかけに、来年1年くらいかけて、全てのこの業界に携わる方々が、それぞれの立場で自由に意見を言いながら、議論をしながらより良いものを、多くの方たちが良かったというような形にするためのスタートなればということで、PCSA主催のパネルディスカッションをやらせていただきました。今後、PCSAの姿勢としては、どなたでも議論に参加していただきたいということで研究会もできるようですから、時間のある方は参加いただきながら、より良い明日のために協力していただけたらなという思いでいっぱいです。パネラーの皆さんありがとうございました。会場の皆さんありがとうございました。